

平成29年度 宮城県文化芸術振興審議会議事録

1 日 時 平成30年3月19日（月）午後1時から3時まで

2 場 所 宮城県自治会館2階 205会議室

3 出席者

○出席者：志賀野桂一委員（会長）、大場尚文委員（副会長）、小塩さとみ委員、村上タカシ委員、本郷一浩委員、伊東玲子委員、宮原賢一委員、水戸雅彦委員、山田悦且委員、大澤隆夫委員、吉川由美委員、梶賀千鶴子委員、高田彩委員

○欠席者：山崎剛委員、斎藤純子委員

4 議 題 第2期宮城県文化芸術振興ビジョンの推進状況について

5 概 要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ 環境生活部 部長 後藤 康宏
- (3) 出席者紹介
- (4) 会議成立の確認
- (5) 会議公開の確認
- (6) 議 事
- (7) そ の 他 事務局からの報告事項
- (8) 閉 会

6 議事内容

審議会の会議は、宮城県文化芸術振興条例第30条第1項の規定により、会長がその議長となることから、志賀野会長が議事進行を行った。

【議長：志賀野桂一会長】

それでは御指名ですので、議長を務めさせていただきます。

本日の議題は、「第2期宮城県文化芸術振興ビジョンの推進状況について」となっております。

それでは、まず配付されている資料に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：日野】

日野でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の審議会では、第2期ビジョンに基づく平成29年度の取組状況と、ビジョンの重点であります「心の復興事業」について御説明させていただきまして、皆様からの御意見をいただければと考えております。

それでは、取組状況の説明に先立ちまして、おさらいの意味も込めまして「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」の概要について簡単に御説明いたします。

資料1を御覧ください。こちらが第2期ビジョンの概要でございます。

資料上段、「第1章、1趣旨」にありますとおり、第2期ビジョンは、「第1期ビジョンの取組状況や東日本大震災を踏まえ、文化芸術の振興を図るとともに、特に文化芸術の力による震災からの心の復興を力強く推進するもの」であります。

続いて、資料中央の「第3章 基本方針」を御覧ください。第2期ビジョンでは「文化芸術の力で創造するみやぎの未来～心の復興を目指して～」を基本目標としながら、

施策1「文化芸術の振興と継承」、施策2「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり」、施策3「文化芸術の持つ力の活用」の3つを基本方針として掲げ、それらの施策の実現に向け、右側でございます「第4章 施策の実現に向けた推進項目」に記載しております各取組を推進することとしております。また、第2期ビジョンでは「震災からの心の復興」に重点的に取り組むこととしており、昨年度から「心の復興」に向けた新たな事業にも取り組んできたところです。ビジョンの期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としており、これは震災復興計画の終期と合わせたものとなっております。

続きまして、第2期ビジョンに基づく平成29年度の取組状況について御報告いたします。当課における取組を中心に簡単に御紹介いたします。

資料2を御覧ください。はじめに、施策1「文化芸術の振興と継承」に関する取組について御説明いたします。

文化芸術の振興を図る取組といたしまして、「宮城県民文化創造の祭典」を開催し、文化芸術の鑑賞・発表機会の拡充や、県民の文化活動への参加促進を図ってきたところでございます。また、宮城県芸術協会が実施する「宮城県芸術祭」や、宮城県文化協会連絡協議会が実施する「みやぎ県民文化祭」に共催者として支援を行ったところでございます。

続いて、地域文化の振興と継承を図るための取組といたしまして、心の復興事業において、地域芸能活動状況等に関する追加調査と、地域芸能アウトリーチを実施したところですが、この詳細については、後ほど改めて御説明させていただきます。

さらに、文化芸術活動の担い手の育成を図るための取組といたしまして、芸術銀河において、宮城県高等学校文化連盟との共催によりまして、管弦楽合奏講習会などの県内高校生の文化芸術に係る表現力等の向上を図る取組を実施したところでございます。また、芸術活動の奨励と振興を図るため、活発な創作活動を行い優れた作品を発表するなど顕著な功績を挙げられた方々を、平成28年度芸術選奨8名、同新人賞2名として表彰いたしました。

続きまして、施策2「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づく

り」に関する取組について御説明いたします。

文化芸術に触れる機会づくりといたしまして、芸術銀河において、舞台ワークショップ・美術ワークショップ・音楽アウトリーチを市町村等との共催により実施したところでございます。また、優れた文化芸術に触れる機会の提供といたしまして、仙台フィルハーモニー管弦楽団との共催により、直木賞・本屋大賞を受賞した恩田陸氏の『蜜蜂と遠雷』の世界観を再現するコンサートを開催いたしました。また、平成元年から県庁で開催している県民ロビーコンサートを今年度も実施したところでございます。

続きまして、施策3「文化芸術の持つ力の活用」に関する取組について御説明いたします。

社会課題等に対する文化芸術の活用として、昨年度から実施している文化芸術の力による心の復興事業を、今年度も実施いたしました。また、文化芸術による地域の活性化に向けた取組として、7月下旬から9月上旬に、石巻市牡鹿半島を中心に開催された総合芸術祭「リボンアート・フェスティバル2017」の支援を行ったところでございます。

さらに、国内外の文化芸術交流・連携の推進を図るための取組として、東北6県及び仙台市と協働して「東北文化の日」に文化施設の無料開放や各種イベントを実施したところでございます。

ビジョンに基づく平成29年度の取組状況の説明は以上となります。引き続き、ビジョンの重点取組でもある「心の復興事業」について、金野より御説明いたします。

【事務局：金野】

それでは、資料3から資料6までをお手元に御準備ください。

第2期文化芸術振興ビジョンの重点取組である「文化芸術の力を活用した震災からの心の復興」に関連した取組について御説明いたします。

資料3を御覧ください。こちらは、平成29年度「心の復興事業」の内容を取りまとめたものです。

今年度は、国の被災者支援総合交付金と県の復興基金を財源とし、昨年度の5千万円を上回る、5千640万円の予算措置を行いました。昨年度に引き続き、様々な立場で地域に暮らす人たちと関わる方々と連携・協働し、主に2つの取組を推進して参りました。

一つが、被災者の心の拠り所や地域コミュニティの再生などに大きな役割を果たしている地域芸能に焦点を当てた取組。もう一つが、文化的な活動を通して、心の復興に取り組む団体や個人に対する助成支援になります。

次にこれらの取組の実施状況について御報告いたします。資料4を御覧ください。

はじめに「地域芸能アウトリーチ事業」についてご報告いたします。まず、企画の意図から御説明いたします。

東日本大震災以降、コミュニティの再生などに大きな役割を果たす地域芸能の価値が改めて見直される一方で、地域芸能団体は後継者が不足するなどの課題を抱え、

存続の危機に瀕している団体もございます。地域芸能の継承が困難となる一因には、躍りや動きの意味、ストーリーが分からず楽しめない、ということなどもございます。団体によっては、躍り方だけが伝えられ、踊り手自身も、その芸能の成り立ちや、その芸能が行われる意味を理解していないことがあります。地域芸能は、その意味や物語を知ることで見え方が変わり、面白さを感じられることから、芸能を継承していく子ども達が、自分達の地域にある芸能を「面白い」「かっこいい」と思ってもらえるよう、地域芸能団体が学校へ赴き、子どもの目線で芸能の成り立ちや意味・内容を伝えるアウトリーチを行ったものです。

今年度は、南三陸町立志津川小学校において、行山流水戸辺鹿子躍の歴史などを学ぶ授業を、全3回にわたり行って参りました。実施に当たりましては、吉川由美委員に全体のコーディネート及び当日のファシリテーターを務めていただくなどの御協力をいただきました。

子ども達からは、鹿子躍が「供養の躍り、生命への感謝という意味があることを初めて知った。」「実際に躍ってみたら楽しかった。」「もっとやりたかった。」などの感想をいただいたところです。伝統芸能の大切さを知り、興味・関心を持つきっかけになったものと考えております。

続きまして、[資料5-1](#)を御覧ください。

昨年度に実施した、地域芸能等実態調査の結果を踏まえ、追加のヒアリング調査と、調査に基づく具体的な支援策の提案について、公益財団法人宮城県文化振興財団へ委託し実施いたしました。調査は、平成28年度に実施したアンケート調査で回答のあった団体の中から、先行事例のある団体や、課題を抱えている団体をいくつか選定し、個別にヒアリングする形で行われました。ヒアリングは、地域や芸能の種類などの全体のバランスが偏らないよう選定した8団体に対して行われました。

今回は参考といたしまして、昨年度に実施したアンケート調査の結果を[資料5-2](#)としてお配りしておりますが、今年度のヒアリング調査の結果や、調査に基づく具体的な支援策の提案をまとめた報告書については、現在、最終調整中ですので、改めてご報告いたします。来年度は、この報告書を基に、地域芸能団体への具体的な支援を実施して参りたいと考えております。

続きまして、[資料6](#)を御覧ください。

宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金です。助成額は、事業の内容に応じ、4つのタイプに分かれております。交付決定した事業をタイプごとにまとめた資料となります。

タイプ1は、参加者の規模が比較的小規模な事業が対象で、上限は15万円です。平成29年度から、事業実施効果が高いと見込まれる事業の場合、最大15万円までを加算することとしました。交付決定を行った事業は記載の7事業、交付決定額は約170万円となります。

タイプ2は、参加者が概ね100名以上となるなど、比較的大規模な事業が対象で、上限は200万円です。こちらも、事業実施効果が高いと見込まれる場合、最大150万円までを加算することとしました。交付決定を行った事業は記載の22

事業、交付決定額は約3千700万円となります。

タイプ3は、主に仮設住宅や復興公営住宅等に居住する被災者を対象とした演劇、コンサートなどの鑑賞型事業や継続実施されない一過性の事業が対象で、上限は20万円です。交付決定を行った事業は記載の8事業、交付決定額は約150万円となります。

タイプ4は、芸術家などの個人が、仮設住宅や復興公営住宅の居住者に対して行う被災者支援活動が対象で、上限は15万円です。交付決定を行った事業は記載の5事業、交付決定額は約70万円となります。

タイプ3及びタイプ4の鑑賞型や一過性の事業、芸術家等個人による取組は国の被災者支援総合交付金の対象事業とはなりません。いずれも心の復興への高い効果が認められますことから、今年度新たに県の復興基金を財源として拡充したものです。

以上が、平成29年度に行った、「心の復興事業」の取り組みでございます。

なお、平成30年度は、心の復興事業として今年度と同様の5千640万円を計上しております。来年度も継続して、(1)地域芸能等再興支援事業と、(2)宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金事業を実施して参りたいと考えております。

以上、駆け足ではありましたが、平成29年度の取組状況について御報告いたしました。

【議長：志賀野桂一会長】

ありがとうございました。これらに関わられた委員がいらっしゃいますので、吉川委員から補足のコメントをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【吉川委員】

南三陸町の授業についてですけれども、私は日頃、南三陸町に関わっていますけれども、南三陸町でやりませんかと言ったわけではなくて、手が挙がったのがたまたまこの学校だったので、これもたまたま昨年度の心の復興助成金で鹿子躍の映像を作っていたので、その映像や、そこで得た知見を活用して子ども達への授業を行うことができました。

伝統的な鹿子躍の振りを踊ったということではありません。子ども達はいま造成工事によって鹿をすごく見ているんですね。このクラスの中で鹿に会ったことがない子は一人でした。しかも、ものすごい至近距離で雄と雌が来て庭でこうしていったとか、そういう感じなんです。

それで、この鹿子躍が震災から奇跡の復興を遂げた事実とか、南三陸はいま水産業が中心ですけれども、鹿の踊りは山の踊りなわけで、昔の南三陸町がどういう暮らしをしていたのかとかを共有することから始めました。子ども達から「昔は鹿を殺して食べていた」という気づきを引き出し、鹿子躍が供養につながっているということに、4年生ながらアクセスすることができました。この躍りの根本的な精神性というか、300年も前にそういう精神性を躍りで表したということに触れて、

誇りの醸成にもつながったのではないかと思います。

2校時ずつの全3回の授業なので、すごく駆け足で不十分だったんですけれども、郷土芸能の振りをただやらせるのではなくて、その成り立ちを通して自分達の地域ということ深く捉えたり、特に被災地においては、被災してからの芸能の復活という物語も含めると、非常に子ども達にとっては意味の深い授業になったと思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。単に振りとかということではない、表層的ではない、もう少し精神性も含めた授業になったようですね。

【吉川委員】

最後に、鹿になって躍ったんですけれども、それは鹿子躍の振りをしたわけではないんです。子ども達で、自分達の見た鹿をイメージして、グループ毎に短い時間で作って躍った。鹿子躍保存会の方が驚いていたのは、たくさんある演目の中の「女鹿子隠し」と全く同じような振りを躍ったグループがあって、子ども達というのは昔の人と同じになれるんだねということで、保存会共々驚いていて、子ども達の力も感じたということがあります。

【議長：志賀野会長】

面白いエピソードだったと思います。

続いて、補足の説明をお願いしたいと思いますが、伝統芸能の追加調査に関わっていただきました宮原委員お願いします

【宮原委員】

それでは、[資料5-1](#)を御覧いただきたいと思います。

概要については、先程事務局から説明していただきましたが、実際に昨年度アンケート調査を行いまして、概ね各団体でどんな状況に置かれているのか、どんな課題があるのかという大まかな傾向については把握ができたわけですが、いかんせんアンケート調査ですので、どなたか代表の方がさっと書いている感じが強いと。もう少し掘り下げをしないと、なかなか具体的な支援策を出すのは難しいだろうということでヒアリング調査を行ったわけです。これは代表の方だけではなくて、団体に所属している方、特に若い世代も含めたより大勢の方の声を直接聞きたいということで、各団体の練習日にお邪魔して、練習風景も見せていただきながら話を伺ってきました。私共で、そういった地域芸能・伝統芸能について詳しい知識を持っているわけではありませぬので、この企画調整に御協力いただいております小岩秀太郎さん、この方は全日本郷土芸能協会の事務局にいらっしゃる方ですが、この方と一緒に行っていただいて、インタビューというような形で行いました。

ヒアリング先については、全部で8団体、この他全部で12団体ほどピックアップしましたが、なかなか日程の調整が難しかったり、連絡が取れなかったりという

ことで、8団体に行っております。選定については、一つは地域性を考慮したということ、各圏域だけではなくて沿岸部なのか内陸部なのか。それから郷土芸能のジャンル、例えば神楽ですとか、鹿踊りですとか獅子舞、それからその他の田植え踊り等のジャンルも少し入れました。また、団体と言っても個別の団体だけではなくて、この中で2つ程、協議会という複数の郷土芸能団体を束ねるようなところについてもヒアリングを行ってきました。

実際に伺って、課題についてもかなり問題があるなと思いましたがけれども、一般的に後継者の不足とか高齢化というのは言われていますけれども、具体的にうまくいっているところも中にはあるんです。年輩の方達だけじゃなくて、40代・50代とか、30代・20代、さらに小中学生あたりが世代間で散らばって活動している団体もあれば、すっかり高齢化してしまって、若手会員が60代後半というところもいくつかありました。その中でもいろいろな対策は取られています、例えば若い世代ということで、小中学校で特別授業ということをやっている団体もありますけれど、必ずしも後継者の確保に結びついていない。学校の考え方で、途中でやめてしまったり、あるいは中学校までだとやれるけれども、高校生になると忙しくなってしまうとか、そんな話も伺ってきました。

それから先程、吉川委員の話にも出てきましたけれども、やっぱり伝えられている内容というのが、例えば郷土芸能にどういう由来があって、その地域で延々と伝えられているのか、伝えられてきた演目についても、高齢化ですとかいろんな事由で、途中で途切れてしまったり、あるいは様々な仕草がどういう意味を持つのかそれが分からない、場合によっては簡略化されて変わってしまっているということも伺いました。

その他、発表の機会がなかなか無い、あっても旅費の自己負担がないと出られないということになると、いろんな大会にも出ることができない。それから、補助金についてもいろいろお話しが出ました。そういう制度というのが各団体にうまく伝わっていないということもございますし、金額についても様々な補助制度があることはあるけれども、全体を通して見ますと金額が少なくてちょっとした扇子とか帯とかをあたえることはできるんですが、太鼓とか大道具関係の更新がなかなか合う補助金がないんだということも伺いました。元々、衣装とか道具はその地域で手作りが多かったけれども、いまは市販品とかに頼らざるを得ないとか、注文してということで高額になってしまうとか、いろんな問題が見えてきました。

その中で、いくつか参考になりそうな方法を取っている団体もあるので、そういったことをもう少し掘り下げながら、出来るだけ多くの団体でうまく活用していただけるような支援策について、まとめているところです。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございました。それでは、各委員に御意見を伺うわけですが、私の方からまず、地域芸能というものに着目したというのは大変素晴らしいことだと思います。なぜかと申しますと、地域芸能はそれぞれの土地の生活あるいは、生活基盤というものと密接に結びついた芸能ということです。単に踊る場所がとか、道具

が無くなったから出来なくなったというよりは、むしろそのコミュニティで形成されてこそ芸能が成り立つという構造があるわけです。財政基盤みたいなことを言うと、皆さんの寄付で成り立っていたりするわけなので、それぞれがちゃんと生計が成り立たなくなったりすると、それ自体が出来にくいという基盤的なところが失われるという構造があります。ですから、この地域芸能をなんとか盛り立てて、あるいは回復していこうということは、その地域コミュニティ全体に対する復興支援に直結するものだとも思えるわけです。そういった意味で、このことに立ち入っていくということは大変有意義な活動なのかなと私的には思っております。

さて、いまいろいろな活動の報告がございました。これについて御意見を賜りたいと思いますけれども、それでは順番に小塩委員から順番に意見を聞いて参りたいと思います。よろしくお願ひします。

【小塩委員】

宮城教育大学の小塩さとみです。いま進捗状況を伺って、志賀野会長もおっしゃいましたけれども、地域芸能のアウトリーチ授業と、地域芸能活動状況の追加調査、これがどちらも非常に良い内容でありますので、これを継続して拡大できるとよいと思います。特に、地域芸能等の活動状況調査は、少子化や過疎化で大変な状況だということはもちろん十分分かっていましたけれど、こうやって現場の方の声を聞くと本当に悲鳴のような感じが伝わってきます。まずは外の人達も手を差し伸べようとしているということが、こういう形で伝わっていくこと、それ自体が芸能を伝承している人達にとっての励ましにもなると思いますが、地域の活性化にもつながると思いますので、是非これを続けていけたらいいと思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。それでは村上委員お願ひします。

【村上委員】

村上です。文化というのは、有形・無形文化財いろいろあると思いますけれども、こういう伝統文化であるとか、お祭りであるとか、地域の歴史や文化を知って地域に愛着を持つということは、非常に重要な取組だと思います。是非これも継続して進めていただきたいと思ひます。

同時に、伝統的な芸能であったり、伝統工芸というものもあろうかと思ひますけれども、伝統工芸とかそういう部分もカバーしていただきたいなど。プラス、これから新たに生まれてくるような、新しい表現の領域ですよね、そういうプロジェクトを含めたものとか、そういうものにもつながっていけばなお良ひかなと思ひました。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。本郷委員お願ひします。

【本郷委員】

地域芸能で考えていることは、後継者というか、高齢化しているということなんですね。後継者にどうつながっていくかということですが、私が知っている例で言えば、神楽で本来は舎弟というのか、門戸というのか、躍る人達が決まっているんですよ。そういうのが続いていかないというわけです。じゃあどうするか、今後は誰でもいいから興味があって、やる意欲がある人誰でもいいからやってくれないかという状況のところ、やっぱり一つだけではないんですね。私は名取なので、道祖神神楽もやっぱり後継者がいなくなって、高館の舞楽というのが、社家という人達が続いていかないからお祭りの時にやらないとか、やれないとか、そういう状況になってきているんですね。

後継者が60代・70代の人達がやっている、ここにありましたように小中学生が一生懸命やっているというところはまだいいですけども、中間の壮年期の30代・40代の方々、これがなかなかこういうものに参加していただけないんですね。仕事があるからと言われるとそれまでなんですけれども、そういう方々をやっぱり発掘というか、掘り起こして意欲を持ってもらえるように、どうすればそうなるかというか。いま、30代・40代・50代の人達がそこにいてもつながっていないので、どうすれば意欲を持ってやっていただけるか、仕向けることができるかということで、なかなか難しいなと思って、我々も日々地元で悩んでいるわけです。それをまず申し上げたいと思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。それでは伊東委員お願いします。

【伊東委員】

高等学校文化連盟の伊東でございます。まずもって、この夏休みに行われました全国総合文化祭の際には、本当に宮城県内全ての団体様から大変御協力いただきましたことをお礼申し上げます。無事終了いたしまして、全国からおいでになった高校生や観客の皆様から、大変良い大会だったとお褒めいただいておりますことを御報告させていただきます。ありがとうございました。

地域芸能ということで、先程宮原委員から小学校・中学校までは何とかできるけれども、高校に入るとなかなかというお話しがあって、そうだなと思っているところですが、高校になりますと通学範囲が広くなりまして、なかなか地元の芸能というところに手が出せないでいるのかなと思っています。

高文連の方にも郷土芸能部門というのがありまして、郷土芸能、踊りなどの部門もありますけれども、全国でもなかなか部活動としてやっている高校が少なくなってきた、それを全国の総文祭の時に、一つの部門として今後継続していけるのだろうかというような話も出ております。本県でも、平成29年度に全国高総文祭があるということで、新たに立ち上げた専門部でございますが、そういうところを立ち上げることができない県もあると聞いております。本県の場合には、東日本大震災があって、なかなか後継者不足ということがあるかと思っておりますけれども、高校生の

方でもそういうことをやっている生徒も中には数は少ないですがおりますので、地元のそういったところにも参加できるように声掛けをしていきたいと思っております。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。それでは、先程も補足していただきましたけれども、宮原委員お願いします。

【宮原委員】

せっかくですので、別な方面から話をしたいと思います。

先程、御説明いただいた中で、心の復興支援助成金がございました。今年度も、幅広くいろんな団体に助成いただいていると思いますが、残念ながら対象にならなかった団体も若干あったように思うのですけれども、そういった団体も含めて、制度について枠組みを少し変えるとか、いろんな要望があったかと思いますが、そういった要望の中に、こういったものに使いたいとか、そういった要望が来ているようでしたら、後で結構ですので是非教えていただければと思います。

【議長：志賀野会長】

助成金等については、もう少し後段でもう一回皆さんに意見をお願いしようかと思っておりましたけれども、後で事務局にも是非どのぐらいの応募があったのかというところで、分母が出ていなかったのので教えていただければと思います。

それでは水戸委員お願いします。

【水戸委員】

伝統文化というところで申し上げますと、先程皆さんもお話しされていましたが、志賀野会長もお話しされていたのですけれども、とても大切なものだと思います。伝統芸能であったりお祭りであったり、地域のアイデンティティであると同時に、そこに参加する個人、一人一人のアイデンティティにそのまま直結しているものだと思います。ですから、それが再興することが地域の再興であると同時に、個人のアイデンティティの復興というか再興・再生につながっているのではないかと思います。

私も震災の翌年でしたけれども、雄勝の法印神楽の仮設舞台を作るところで、当時の10-BOXの工房長八巻さんと雄勝法印神楽の仮設舞台を作るという支援事業のお手伝いをさせていただいたことがございました。法印神楽を実際に見せてもらって、彼らの話を聞いたときに一番驚いたのが、もう生きていることそのものなんですね、そこに参加している踊り手の方々が。とてもそこに集中しているときは、意識も集中しているし、心血を注いでいる状況があるんです。ですので、踊りを見たときに、本当に真剣で素晴らしい踊りがそこにありました。

そこで中堅の踊り手として、素晴らしい男性がいて、彼なんかは、もう法印神楽を踊るのが楽しくて楽しくてしょうがない、というお話しを、滲み出てくるお話し

をするんです。ああいう芸能は間違いなく残っていくと思いますし、どういうことがあったらそういう状況になっていくのか、ということを考えることが一番大切だなと思っています。

後継者不足はどこにでもあるんですけども、まさに形だけを継承していくと、恐らく祭とか伝統芸能というのはだんだん先細りで消えていくものだと思います。吉川さんはそのことを十分分かっていて、その精神であったり、その地域でなぜそれが起こったのかみたいなことをちゃんと捉えたうえで、自分のアイデンティティにつなげていくという流れを作っていて、素晴らしいプログラムだと思います。いずれ、これから全国至る所で人口減少が進み消滅していく集落もたくさんあると思いますが、伝統芸能や祭りがいきいきと活性化している地域、集落は生き残っていくものだと思います。その地域で生きていく理由というのは、仕事があるとかという経済的な理由よりも、町に対して誇りや愛着を持っているかどうかの方が重要だと思います。

伝統芸能とお祭りに関してはそんな感じですが、もう一つだけ、先程部長さんがあいさつでお話しされましたが、文化芸術振興基本法が改正されて、その中で、他の分野との連携というのがあったんですが、これがこれから最も重要なものの一つとなっていくと思っています。[資料2](#)の裏のページ、まさに施策3のところ、社会課題等に対応する文化芸術の活用という文言が出ていますが、まさにこのことです。今は心の復興を重点的に、いろいろな焦点を合わせて事業を実施されているかと思いますが、実は社会にはたくさんの課題があると思います。身近なところで言えば、少子高齢化の問題はどこでも社会課題。その目前に迫っている少子高齢化を、文化の力を使ってどのように課題解決していけるのかということは、本気で考えてもいいのではないかと思います。

えずこホールの事業で、「60歳からの楽しいクラブ活動」というのがあります。音楽や演劇や詩のワークショップをやっていますが、それが目的ではありません。熟年世代の方々がいきいきと楽しく潤いのある時間を過ごしていただく、生きがいを見つけていただくことが目的です。高齢者の方々が地域でいきいきと生きること、病院に通うのではなくホールに通うようになってほしい、というのが大きな目標です。社会包摂型の事業と言っていると思います。また、うちのアウトリーチでよく行くのが、障害を持った方の施設、それから高齢者の施設で、認知症の方であったり、障害を持った方でアートの体験ワークショップをやりますが、これがとっても素晴らしいんです。是非、一度見ていただきたいと思っています。

そんなふうに、アートというのは、人の想像力を引き出して、活力が生まれていく最高のツールだと思っていますので、この辺の事業のイメージを頭に入れつつ、今後の様々な事業展開の中で、そのイメージを持ってプログラミングしていただければありがたいなと思っています。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。大変重要な御指摘も含まれておりました。

法改正ということで、今年度6月に改正されて、16年振りの改正で、条項も少

し増えてということですが、本質は、おっしゃるとおり文脈が変わってきたということです。これまでは文化芸術そのものを振興しようというよりは、それを活用したいいわゆる地域問題、あるいは社会問題をそれによってどう解決できるかというところに、かなり重点が置かれているということが述べられていると。それから各省庁も、文化庁系統だけでなく、省庁を横断で取り組むという話が随分出ておりますので、そういった意味ではいまの御指摘はまさにその通りだと思います。

それでは、高田委員お願いします。

【高田委員】

自分の地域に根付く地域芸能を育むことはやはり重要でありますので、重点的にされているということで、アウトリーチされたものを今度は目に見える形で資料化、しかも分かりやすく小中学生でも地域芸能が分かるような形でそういったものを形にさせていただくと、よりこういった取組が地域に還元できるのかなと感じました。

【議長：志賀野会長】

梶賀委員お願いします。

【梶賀委員】

これは、継続していくことと、先程30代・20代がというお話しがありましたけれども、継続することというのは、その人が延々とやっていくんだよというノルマ感を与えるのではなくて、いまの時代だと本当に通りすぎりでもいいのですが、そこをバトンタッチしていくというような、思い切ったスタイル・方法というのを考えた方がいいと思います。

学校というのは大きくて、体育でヒップホップをやっているわけです。ここに、もっと地域のを、例えば子ども達は動くのが大好きです、本当ダンスも大好きだし、とにかく動くというのはとても良いし、吉川さんがやっていたこの鹿に出会って見ているから、その動きの想像力・イマジネーションというのはすごいんですね。そういう部分で、その子ども達が6年生、中学生まででもいいから、とにかくそれを後輩たちに渡していけるというような楽しい授業。例えば体育でヒップホップをやっている、何も皆がハーレムのダンスをやってどうするの、と私は思います。だからそこに、例えば鹿踊りでも、それから虎舞のステップでも、60歳の大先輩から、20代・30代の体育の先生達を集めて、それを研修して、それを1ヵ月に1回でいいから、20分でいいからそういうステップを入れていく。そうすると、これが我が町のステップだと、というような発想になっていくのではないかなと思います。

だから、難しいことでは無くて、吉川さんがやってきたような、鹿会ったことあるよ、こうやっていたよ、ということで子どもは創っていけます。だから、ステップを何も全員がヒップホップをやるのではなくて、同じようにヒップホップ的なことを、いかにこの町・村、私達の先輩がやってきたことなんだ、ということをやっ

ていけば、15分でもやっていけば、そういうステップが伝わっていくし、なんといっても人集めじゃなくて、授業の中でやっていくということは、現実的に継続につながるのではないか。そこに30人のうち、3人興味持ってくれたらいいと思うんです。ただ、本当に授業でやっていっていいのではないかと、部活とか、その他のことでやっていくとなると、ただただ人が集まらないね、で終わってしまうと思います。もっと強硬な手段でやることと、それから30代の人達を増やしていくのも、その人達は異動があって、どんどん変わっていくかもしれないけれど、バトンタッチをしていくという、そこを強調してやっていかないと継続というのは無理だと思う。そこで本当に昔の人のように、こういうものに対する馬鹿が付く人が生まれてくれば、もっと嬉しいし、あー大変だと眺めている場合じゃなくて、早急にやらなければならないと思います。体育の授業を大いに使うべきだと私は思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。いま、指導要領でもダンスを教えなきゃいけないし、邦楽も教えなきゃいけないということになって、逆にどうやったらいいのかというのが、現場の先生方が困ったりしていますが。いろんな地域の伝説だとか、地域資源をふんだんに使ったミュージカルをずっと作り続けられている梶賀委員ならではのお話だったと思います。

それでは、吉川委員お願いします。

【吉川委員】

神楽とかですとまたちょっと神様のものなので難しいですけども、田植え踊りや鹿踊だと、今回の授業の構成に、別な地域の芸能を当てはめていくと、授業として成り立つと思います。だから、例えば学校の先生と一緒に地域の芸能を使った授業はどのようにやったらいいか、総合的な学習の中でやれるのかということ、共有できる場が欲しいと思います。

先程、本郷委員がおっしゃった、壮年の参加が非常に難しいということですけども、今回鹿子躍を伝えている集落は、集落全部が津波で流されました。しかしその後、ここの集落の人達は、牡蠣養殖で日本初の国際認証を取得しました。つまり、鹿子躍を維持してきたコミュニティのパワーが、どこでも出来なかった、非常に創造的な革新的な復興につながったというわけです。そのことも、子ども達と学習しました。そういうことはすごく大事で、芸能と経済は関係ないというのが今までの昭和的な考え方ですが、新しい時代の賑わい創出は、昭和のような賑わいとは異なるものだと思います。これから40年で人口が44万人も減るわけじゃないですか。ここだけの話じゃなくて東京の人もみんな減るんですよ。そうなったときに、どうやって生き残っていくかということを考えなければなりません。今回の鹿子躍の人達が、今までやってきたことというのは、つくづく人間がどう生きればいいのかという普遍的な人間のあり方につながっているなと思ったんですね。そういったことを、各郷土芸能の壮年の方達にも、仕事を休んででもやるべき価値があることなんだ、という社会作りをしていかないと、全然心の豊かさに行き着かない。共有の場

が今後の心の復興事業の中で大に行われるべきだと思います。

これだけの団体が助成を受けて地域に寄り添ってやっているという事実があるけれど、何をやっているかお互いによくわかっていません。この人達というのは、このビジョンの第2章の文化芸術による地域づくりに正に直結している人達だと思います。現場は、悠長になんて構えていられないくらい大変です。水戸委員がいつもおっしゃるソーシャルインクルージョンの場面、文化芸術による地域づくり、福祉とか医療とか教育とか、いろんなところとクロスした場というのを、重点的に文化芸術で作り出すんだという、そういうイニシアティブが必要なのではないかと思います。その為にも、皆さんがどういう活動をやっている、それがどういう意味を持つのかという共有の場を是非作っていくべきだろうなと思います。

この週末、浜松の知的障害者施設でクリエイティブサポートレッツというところに行ってきたのですが、そこの施設が観光のプロジェクトをやっているんです。観光客というか、お客さんと呼んで、お金も取って、知的障害者と一緒に2日くらい過ごすんです。初めは言葉も通じないし、騒音の中に置かれたり、お客さんはすごい戸惑いを覚えるんです。でも、その出会いの中で、自分自身に向き合いながら何かを発見して行って、最後はその知的障害者の人達とも、本当に心打ち解けるといいうプロジェクトの記録映像を見てきたら、本当にこういうことが今、宮城に必要なだと思いました。

そういう文化芸術による地域づくりの場は、いままで私達の常識の中では思いもつかなかったような、革新的な意識の変革をもたらすことができると思います。そのことが、知事がいつもおっしゃっているような創造的復興ということにつながるものであって、ただ単なる鑑賞の場が多くなるということではない。行政的なイニシアティブを発揮することで、宮城県の文化行政・文化施策にも大いに皆さんが注目していただけるし、今後、こういった大きな災害があったときの良い事例として、皆さんが参考にしていただけるものになると思うので、ここから残りの年度、是非そのことに重点を置いていただけたらいいのではないかなと思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。いくつか論点があったと思いますが、ここで少しだけ共有しておきたいのは、少子高齢化だとか、震災後に抱える問題というのがありますよね、医療の過疎化の問題だとか。でも実はこれは震災前からすでに起こっていることでありまして、東北の場合はむしろ少子高齢化の先進地域という言い方まであるくらいですので、それがまた震災で加速化された、あるいはもっとひどい状況になったと捕らえた方が正しいのではないかと思います。そういったものに対して、文化芸術はどういう役割を果たせるのか、というのは一つ論点としてありますね。

それからもう一つは、いま言いましたように行政のイニシアティブ、あるいは後継者問題も含めてですが、子どもの教育というところが出ましたので、いわゆる教育の本課にそういったものをきちんとビルドインするというか、入れていくということまでやらないとダメなのではないかという話が、梶賀委員も吉川委員も似たようなことをおっしゃっているわけですね。そういう制度設計も、これからの教育カ

リキュラムに、実際は指導でダンスを教えなさいとか、それぞれあるけれども、もう少しこれを教育のカリキュラムの中に本気で入れていくという方向性が必要なのではないかという論点だったかと思います。

その他、もう一つありますけれども、先に行きたいと思います。大澤委員お願いします。

【大澤委員】

私は、「民俗芸能を継承するふくしまの会」というのに入っております、設立のお手伝いをしたということで、そのまま事務局に入っています。昨日、文化庁の吉田調査官をお迎えして、これから新年度どうするかという打合せを郡山でして参りました。副理事長に懸田先生という福島で一番の民俗芸能の専門家がいます、昨日聞いたところでは3年間で1億円くらいのお金を使っています。文化庁、福島県などからの支援をいただいて、その他に別口でJR東日本財団からも保存会の方にはお金がいつているということですが。

福島県の場合、特に沿岸部ではああいうことが起きて、人もいなくなりましたけど、もちろん衣装も無くなって、練習場所も無くなってということになっていて、そういったものに対してNPO法人が中間に入って保存会をヒアリングしたり、補助金の申請書を一緒になって書いたりするという形で。実際に、文化財行政というのは継続されていることが前提なので、以前から太鼓の修理のお金は出るけど、太鼓の新調のお金は出ないという、不思議な話が良く話題になって、皆で笑っていましたが、そういうことが現実的に、一挙に全部が無くなってしまった福島で起きているということでございます。皆さんがおっしゃっているような話で、福島はやっぱり過疎化が激しいので、6つの小学校が統合したそうです。地域があるのにです。そこで、どこの伝統芸能をやるのかという話になったりして、地域の感情としては「何でうちがあそこの伝統芸能やならきゃいけないんだ」となったりもするそうです。そういう話まで含めて聞いてきました。

一つには学習指導要領が変わって、伝統芸能の話というのは学習指導要領の中に入れられるのでは無いかという話がありますが、皆さんが学校現場でどこまで伝わっているかという話がありました。それから、文化財行政が首長部局にくるという話があって、調査官がその話をしていましたけれども、文化財保護審議会みたいなのを作れば、教育委員会ではなくて、首長部局にいても良いのだと。文化庁の組織を保存と活用というのに分かれるそうです。要は、保存するセクションと活用するセクションというのに分けるのだと、それが今年度どうなるか分からないというのが、時々調査官の言葉で入っていました。そんな話もあって、大きな流れとして、これまでは文化庁以外のところが活用していたケースが多かったですけれども、文化庁も大きな活用の流れているということで、そういった形で、学校が民俗芸能を扱うというのがさらに切羽詰まっているのかもしれないけれども、事例というのはいただいていたんですけれども、そういった新しい中で本当に福島県のスポーツ文化の部署だった人は、これしかありません、福島は民俗芸能しかないんですと言っているんですが、そういう中でやっているということで。さっき吉川さんが言わ

れたように、もう少しいろんな衆知を集めてやっていくというのがやっぱり基本的なところで、そういったものが必要なのではないかなと思いました。

民俗芸能の吉田調査官がわざわざNPOの会議に出てきて、福島県の方も来るはずだったという話で、要はそういった行政の仕事だけではなくて、社会をサポートするというので、懸田先生をチーフに地域の民俗芸能の専門家が集まって、それが先程、吉川さんがやられたようなことを私も見たのですが、南相馬での夢博で、そういう人達が説明し始めているんです、これは何ですよということ。そういうことも含めて、数は少ないのかもしれないですけども、そういった衆知を集めてというのは宮城でもやっていく時期なのかなということ。昨日は郡山の会議に出て参りました。

それから、もう一つ、私どもも200万いただいていますけれども、たぶん3月末までで43回コンサートを気仙沼、石巻地区でやるという。最後の20日以降にコンサートがいくつか入っておりますので、たぶん金額的にはいただいているのより少しはみ出しますが、そこは財団で負担します。以上です。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。文化財の活用と文化財の保護というか、また動きがあるようでございますけれども、文化財保護法は文化芸術振興基本法に遡ること50年前に出来て、早めに整備された法律ですけども、その中でも新しいものがきていると、そういうことでございます。

山田委員お願いします。

【山田委員】

先程から、行山流水戸辺鹿子躍が出ていますが、隣町から参りました山田です。

事例を少し、どういう影響を得たかという。20数年前、私共の法人は新年度で25周年になりますが、発足直後から失われた郷土芸能を復活しようということに取り組んでおりました。その一つが佐沼鹿踊でした。本当は違うのかもしれませんが、要するに水戸辺の行山流を先生にして習いに行って、現在復活しております。かなりの人気で、形が変わった門付け芸として、市内でひっぱりだこでございます。たまたま、中のメンバーの一人がうちの職員で、いま踊ってはいないのですが事務方をやっておまして、復活した良い例だと。その中のメンバーの一人が、佐沼ではないのですが新田中学校で、生徒達にずっと結成以来20数年間教えておまして、その生徒さん達が卒業して、地元に残ったメンバーがいま支えて、実際に踊ってまして、うまくいっている数少ない例かなと思います。

もう一つ、そういう影響も受けまして、私共、平成11年から市民劇・創作劇をずっと続けておまして、今月の3～4回で晴れて20回を迎えました。ここ数年題材に苦しんでいたのですが、深く関わらなくちゃいけないということで、5年前から郷土芸能を劇中に入れるということもやってまいりました。平成25年度、平成26年3月には、隠れキリシタンの里東和町米川の綱木というところの、隠れキリシタンの劇をやったのですが、その際消えてしまった田植え歌踊りをもう一回復活

して欲しいと。たまたま踊り手の方がいたものですから、その方を中心に復活して欲しいと。劇もさることながら、劇中で使うので是非復活していただきたいということで、皆さんメンバーを揃えて、一関まで行って、そこからまた復活してきたということでやりました。その翌年は中田町の法印神楽があるのですが、残念ながらこちらにも県の指定をいただいたのですが、後継者がなかなかいない、というよりも集落に子どもがいないんですね。学校も消えちゃいまして。後継者がいないという話じゃなくて、人がいないという。

良い例が、去年、豊里町の上町法印神楽、これも県の指定をいただいています、ここは無理矢理、高校生をいれているんですね。で、下手くそなんです。1時間くらいの神楽は鑑賞に耐えられない演目にはさすがに出ませんが、短いものはあえてやらせています。教えてやるよりも、人目に晒したほうがいい、というものの考え方で。結構成功している例がありますので、市ともこの前話したのですが、発表の場を私達も提供していくことで、やはりやる気というか、人目に晒すと言ってはあれですが、晒すことで皆様のやる気を。

もう一つ、先程も申し上げましたが、佐沼鹿踊が必ずしも佐沼地区の方だけがやる必要はないわけで、私がやってみたいというようなことがあれば、どんどん参加していただくというのがありまして、私共、御存知のように3年前に市内に5つあった高校が3つになって、今年の入試を見ますと、佐沼高校ですらここ数年定数割れするくらい子どもがいません。ですので、残された若手を取り込むために、先程、梶賀先生がおっしゃったけれど、ヒップホップも悪いわけではないですが、やはり引き込んでいくのを大人がやるというんでしょうか。私の立場で言えば、かなり責任重大ではないかなと考えて、皆さんの御意見を聞かせていただきました。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。劇中に郷土芸能を入れていくというのはなかなかアイデアとしていいと思いますね。それでは大場副会長お願いします。

【大場副会長】

宮城県芸術協会の大場です。私の協会では昭和39年発足以来、これまで芸術祭を一度も休むことなく開催してきました。

今年度、第54回宮城県芸術祭では「結」というテーマのもとで「芸術文化に何ができるか」に挑みました。

その成果としてオープニングイベントでは華道・洋楽・邦楽・日本舞踊部門のコラボレーションにより、単独部門ではできない豊かで変化に富んだ重層的色合いを顕在化させることができました。満場の観衆と結び合い、表現者、鑑賞者という関係を超えて、芸術の素晴らしさを共有するといった芸術祭の新たな境地を切り開き、高い評価を得ることができました。

また、本年度は「みやぎミュージックフェスタ2017 in とみや」と題し、2月25日（日）富谷市の成田公民館大ホールで開催いたしました。

当協会・富谷市・宮城県文化振興財団との共催、プログラムは地元小学生や、邦

楽、洋楽の様々な音楽団体による演奏，地元音楽団体と当協会とのアンサンブル，そして，今回特別に編成した合唱団と管弦楽団による演奏の三部構成で実施しました。

昨日，3月18日（日）には，2月18日（日）の予選に引き続き，7か月にわたる芸術祭最終事業となるヴァイオリンとピアノコンクール本選を開催いたしました。将来を期待される若い芸術家たちの素晴らしい演奏，その育成に関われること自体大きな喜びです。

今後も宮城県芸術協会は，芸術の力を信じ，立ち位置をしっかりと見据えながら揺らぐことなく，芸術文化活動を着実に続けていかなければと覚悟を強くしています。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございました。今までの議論としましては心の復興支援というか，特に地域芸能について主にお話しをしてまいりました。後段，あと30分ぐらいで，復興支援に関する助成金，タイプ1からタイプ4までありまして，関わりのある方もいらっしゃいますし，もう少しこの辺についての御意見を，一人ずつやっていきますと時間的に難しいかと思しますので，意見のある方からお話しをいただきたいと思っております。

地域芸能の方のまとめと言いますか，論点を整理したいのですが，やはり後継者という問題がかなり中心に言われましたので，この辺については，学校教育の方にも制度的に入れられないかという提案みたいなものも複数の方から出ていたように思います。それから郷土芸能と言った場合，これは文化財なのか，文化芸術活動なのかというところで言うと，文化財指定を受けている芸能と，そうではないのがあったりしまして，やや郷土芸能・地域芸能の関係では少しその辺の区別もいろいろあって，逆に指定を受けていないけれども素晴らしく大事な芸能もあるという話も聞きますし，その辺の整理も実は調査の中でもしていきつつ整理をしていかないと，どこでそれを支援していくのかというところでも違ってくるのではないかなと思しますので，その辺の整理も今後必要なのかなと思っております。

それから，民間の支援活動としましては，企業メセナ協議会のGBファン্ডというのが震災以降，随分と活躍しまして，東北各地も伝統芸能に関してはそこから支援を受けてやった活動もたくさんあるんですね。そういうところとの連携もどのようになっていたのかなというのも思いますけれども，その辺についてはいま議論していると時間がなくなりますので，その辺の論点もあるのではないかなという指摘だけに留めたいと思います。

それでは，助成金等についてももう少し皆様から御意見をいただければと思います。意見がある方は挙手でお願いします。

【大澤委員】

先週か何かの毎日新聞に，「絆は命を救うのか」という記事があったんです。千葉大の先生が書かれたもので，要は岩沼市で震災の7ヵ月前に5千人くらいの高齢

者の精神的な部分の調査をされていたんですね。震災後また2年くらい経ってから、その追跡調査をした中で、その頃の絆というのは命を救う能力があるということに、非常に珍しく、一般的な学問的な方法で調査がされたということで、いろいろ書いてありますので記事を探して見ていただければ。要は、絆は命を救えるという話になっておりました。

私達の方でやらせていただいているコンサートというのも、うちの場合呼ぶのでは無くて出かけて行って、例えば仮設や復興公営住宅の集会所でやるイメージですが、2つのことをしているなと思います。一つは、一人一人の気持ちを少しでも楽にさせるという話と、もう一つ、そういう人達が音楽とか歌を歌ったりして、共感がコミュニティをつくるみたいな形になっているということ。京都大学の山極寿一先生の原稿に、「思いやり、共食と音楽から」という記事が毎日新聞の「時代の風」というところに載っていたのですけれども、そういった意味も含めてもう少しこういったお話しの、自分達もやらなきゃいけないなと思うのですが、構造みたいなものをちゃんと説明できるようにならないといけないのが8年目なのかなと思うことがあります。そろそろ何かしら次のステップへ進む上でも、少し気持ちで走ってきた部分もあったんですけれども、もう少し制御しなきゃいけない時期にきているかなという気もします。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。今までの復興ということですとずっとやってきているわけですが、だいたい様相が、受け皿となるところも、それから受け止める側も変容があるのではないかとということも御指摘だと思いますので、そういう中での新しい制度設計みたいなものも考えられるのではないかとというような示唆かと思います。

先程、忘れてしまったのですが、事務局にお尋ねします。タイプ1から4で、どのぐらいの募集があつて、どのぐらいが落ちているという話を聞きたかったので、これをちょっと教えていただけますか。

【事務局：金野】

今年度、全部で39団体42事業交付決定していますが、実際お申込みがありましたのが42団体45事業となります。団体数としましては3団体、事業数としましては3事業を採択することができなかったと言う状況になっております。先程の御質問の中で、要件が合致しなくて採択できなかった団体や枠組についてのお尋ねがありましたが、平成28年度は国の総合交付金を財源にしており、この交付金を使うためには被災者の方が参画する、しかも継続的にといった要件がありますので、コンサートや演劇を見るだけですか、芸術家など個人が行う活動に対しては助成することができませんでした。それらが弾かれてしまっていたので、平成29年度は県の復興基金を財源にしてそういった活動にも助成ができるようにしたという状況になっております。そうしたところ、結果的に3団体3事業は採択できなかったということで、採択できなかった理由としましては、事業の実現可能性等に

ついて、若干難があるといったことなどを主な理由として採択できなかったという状況になっております。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。もっと落ちているのかなと思ったのですが、そうではないですね。ほとんどが採択されていると捕らえてよろしいのかなと思いますね。

【村上委員】

資料2の施策3のところにも、文化芸術の持つ力の活用というのがありますが、いろんな委員の方の話の中でも、これから必要となってくるのはアートによるソーシャルインクルージョンだと思います。最近良くソーシャルアートや社会芸術と言われてはいますが、なかなか収益活動ではできないような福祉であったり、環境であったり、生活困窮者支援や教育、文化、まちづくり、最近だと復興支援とか、そういうものを、アートを柱としながらも取り組んでいくという試みがかなり幅広く行われていると思います。実際に復興支援の中でも、仮設住宅から災害公営住宅に移行する中で問題になるのは、孤立化であったり、孤独死であったり、実際そういう事例も増えてはいますし、仮設の人達がそっくり災害公営住宅に行くと、新しいマンションで良かったですねというのではなくて、よく話を聞いてみると、仮設から来る人ももちろん多いですけども、7割くらいの方はみなし仮設からです。結局、見ず知らずの人達がまた集まっている、新たなコミュニティを創っていく必要があるんですね。そういうのがなかなか見えてこなくて、話を聞くと1週間2週間誰とも喋ったことがなかったというお婆ちゃん達がいらっしやったりだとか、ずっと引きこもっていたとか、そういう方がいらっしやる。そういう中で、アートが中に入りながら、そういう人達が接する場を創っていく、それがいろんな創造的なアートワークショップなんかで可能なのではないかと考えています。実際に引きこもっていた人がそういう場に来て、徐々に馴染んでいって、少し差し入れをしてもらえるようになったりとか、料理担当になったり、すごく積極的になっていることも実際に体験しています。いまお話しがあったような、一過性のイベントものではなくて、継続してやっていけるようなプロジェクト型のようなものに支援していくというのが大事なのだと思います。

一つ興味深かったものとして、昨年度の暮れに縁あってインドネシアのアチェというところ、スマトラ島の地震で大変だった場所に、巨大な津波博物館というのがあって参加したんですけども、街中が全然復興のやり方が違うんですね。そのまま打ち上げられた船が街中にあたりとか、非常に大きな船、気仙沼に打ち上げられた第18共徳丸クラスのものがあったりするんですね。そういうのが残されていて、ただ残すだけではなくて、中をリノベーションして博物館のようにして津波を伝える施設にしているんですね。それを行政が予算を出して運営をして、そしてまた被災した人達をそこに雇用していると。受付をやったり、お土産屋をやったりとか、ガイドしたりとか。そこで雇用が生まれて生活が成り立っている仕組みがあるんですね。なので、一過性のお金を支援するとかモノを支援するだけではなくて、

そういう被災した人達が働けるような場所であったり、継続して支援していきながら、そこが一つのダークツーリズムのような観光の場所、社会観光の場所であって、海外からも人が来るし、結局のところ多くの人々がただ国の助成金だけではなくてそこに行って、見て、泊まり、美味しいものを食べたり、買い物したり、そういうお金を落としていくことが地域の再生につながっていくんですよね。そういう仕組みを石巻でも、気仙沼でも、女川でも、仙台でも、どこでもいろんな形で取り組むのがこれから必要なのではないかと思います。

【議長：志賀野会長】

いまの御指摘を整理しますと、発災後にいろんな形で仮設に入ったりしましたね。それで、今がどういう時期かという、今はそれが再編されて新しい公営住宅とかに分散している。それから仮設型のお店がたくさん出ましたよね。その時は流行ったけれども、新しいところがキチッとできると、逆にお客さんが全く来なくなるみたいな段階にきているわけです。発災直後は『災害ユートピア』という本もあるくらいですけども、案外みんな支援の気持ちがあって、お店も仮設でも流行るという状況がたくさんありましたよね。それがもう一度再編されて、商売も厳しくなる、今その段階なわけです。こうした段階における様々な問題が逆に噴出していると言えるのではないかと思います。そういったときの支援のあり方、文化芸術のあり方というのが問われている局面かなと。大澤委員の話もそういうことに近い本質的な御指摘だと思います。

村上委員のお話も、そういったところでプロジェクト型というのが出ましたが、もう少し具体的にプロジェクト型というのはどういうことでしょうか。説明していただけますか。

【村上委員】

一過性で終わるものではなくて、アートを使ったソーシャルインクルージョンということで、それぞれのテーマがあると思いますけれども、まちづくりでも、文化でも、福祉でも。そういうものを、組織を維持しながら、組織もやはり自立できるような形で取り組んでいくような、継続してできるような形のものをプロジェクト型と捕らえているのですけれども。イベント型ではないということです。

【議長：志賀野会長】

わかりました。皆様からもう少し意見を。

【本郷委員】

助成金の関係ですが、ここに出ている団体については問題ないと思うのですが、こういう申請とか報告書というのは、本当に県が市に求めるように非常に微に入り細に入り、難しい言葉で何を言っているかわからないというような書類をいっぱい出さなければならぬという難しさがあるんですね。これが例えば地域芸能なんかに入ると、地域芸能の担い手の人達というのは高齢化していますよね。だいたいパ

ソコンなんて使ったことがないし、スマホなども使ったことがない。しかし、求められる資料というのは市町村側の出すような書類を求められますよね。こんなに面倒くさい、ややこしいならやめようとなりますよね。この辺が、お金をもらうのだから仕方がないのだけれど。

行政が関わってくれているところはいいですよ。私は文化協会にいるものですから、今年は栗原で県民文化祭をやっていただきましたが、その前は名取、その前は中新田でやっていただきましたが、そういうふうに行政が関わっていただけるとすごくいいけれども、いまは団体営業と切り離すべきだというのがありますよね。だからあまり関わらないで団体の自主性に任せる、となっているんですね。でも、そうされると、団体が逆に衰退していくんですよね。実質的にやれるならいいけれども、実際はだんだんとダメになっていくということがあるので、その辺を県で考えられないかということでお話ししておきたいと思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございました。でも、県の申請書は割と簡単な方でありまして、私も国の申請で1週間くらい寝ずにやっていました。そういう時代ですので、まだまだ易しいと思いますのでがんばっていただいて。

【大澤委員】

先程言った、福島はNPO法人はですね、保存会の人事と保存会の規約は自分達で作らなさいと。何を欲しいかは分かっているわけですから、それをちゃんとヒアリングして、NPO法人が申請を書いているという話です。

最初の頃、コンソーシアムということで、気仙沼市に行ったときに、いろんな人達が頑張っているんだということで、じゃあ気仙沼市は何をやっているんですかと言われたら、気仙沼市の方が市民団体の補助金の申請の文書を書いていますという話でした。どこかにそういった事務的な能力とノウハウをもって、結局NPO法人はそういうことが慣れてきているので、経験的にも積み重なってできるんですね。そういうのが一人とか二人いると、だいたい福島は県内をカバーしているという形になっているようです。

【議長：志賀野会長】

そういった中間支援の組織化というのもあるという話ですね。なるほど。

その他ございますか。高田委員あまりお話がなかったので、もう少しお話ししていただけないですか。

【高田委員】

助成についてですが、やはり塩竈ですと60代以上の方々が、どうにか育成のためにいろいろしたいんだという考えを持っている方で、同じような悩みを、やり方が分からないという話があるんですね。その都度、実行委員会とかアドバイスしながら、一緒に作っていくということをさせていただいたのですが、やはり出来る人

がやるということで、まだ塩竈においては人材が整っていないという課題があるので、NPOみたいなそういった団体をきちんと整えて、地域全体でそういった助成システムを活用してやっていければなというのは皆様のお話を伺いながら、全て私は引き受けてしまって、一緒になって駆け巡っている現場が多かったのが少し反省ですが、うまくNPOなどを活用してやっていければなと思いました。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございました。今回のこの助成制度としては、タイプ1・2が国でカバーされている、それからタイプ3・4が上乘せというか、県で独自のものということですね。そういうことでの、助成対象側からのリアクションはいかがですか。

【事務局：日野】

非常に好評でございます。一つ我々で考えていたのと少し違ったことがございまして、今年度から作りましたタイプ3・4、特にタイプ4の個人の方の分が、もっとあるのかなと考えていたのですが、ここが以外に少なかったというのがございます。

平成30年度も事業展開いたしますので、委員の皆様にも是非こういったことがあるということを皆様にお伝えしていただければありがたいなと思います。恐らく、書類の書き方が難しいというのがありますので、その辺も考えながらやっていきたいと思います。

【議長：志賀野会長】

ありがとうございます。この他ございますか。

【大場副会長】

その他の事でもいいでしょうか。私は宮城県文化芸術振興ビジョンを参考にしながら協会の中で読み合わせているわけですが、この中で宮城県文化芸術振興条例との関わりで、条例の方の第1章と、ビジョンの基本方針の、条例に私の思い違いか、あるいは条例だからそう簡単に変えられないと思いますが、「文化芸術の香り高いみやぎ」というのがあって、新しい「文化芸術の力で創造するみやぎの未来」と思っていたのですが、条例はそのままでずっと通すわけでしょうか。

【事務局：日野】

この宮城県文化芸術振興条例というは、議員さんからの提案によって出来たものでございます。基本的には条例を基本としてビジョン等を作っていくわけですが、ビジョンにつきましては第2期ということで、その時に最も合った表現でやっていこうということで、皆様にも御議論いただきながら表現したというところがございます。条例のこの部分につきましては、今のところはこのままでと考えております。

【議長：志賀野会長】

条例ですから、条例改正はまた別途の作業が行政の側で必要でしょうから、今のところはビジョンを我々はそれを基にということ考えていってよろしいのかなというふうに思います。いずれ改正もあるでしょうから。

今回、国の条例というか項も、元々「文化芸術振興基本法」だったのが、振興という文字がなくなって、基本法になったわけですね。それはスポーツなんかもそうなのか、それに合わせたという感じもするのですが。それと計画を出しなさいということにもなっていますが、その時も振興という言葉ではなくて、推進計画という言葉が使われ、「振興」と「推進」どっちなんだという話になるのですが、より具体化、具体的なことを求められているという感じがします。

それからアウトカムという、つまり成果をどのように出すかということを中心に問われるようになってきていますよね。そういう意味では、条例は時代遅れになってしまっていると、そしてビジョンが少し時代に追いついて先に行こうとしている、という状況かと思いますので、とりあえずはそのように認識したらいいのではないのでしょうか。

【大場副会長】

国から出ている方も、平成13年だから最初ですね。

【議長：志賀野会長】

そうですね。さらにまた今度、その計画が出ていますね、すでに。

よろしいでしょうか。それでは御熱心に協議をいただきましたけれども、この辺で御意見は終わりということにさせていただければと思います。

他に、もし御意見のある方は、事務局に書面で御提出をいただければということですので、申し送りをしておきたいと思います。

事務局におかれましては、今日の意見を今後の取組に是非活かしていただければと思います。

議事進行への御協力ありがとうございました。